

大規模小売店舗立地法に関する手続きについて 令和8年4月からオンライン化を開始します

○手続きの変更点

1. 届出方法

- ・届出書等は原則**電子データ**での提出となります。
- ・提出方法の詳細については届出の手引きをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/24514/tebiki080401.pdf>

※紙での提出を希望される場合は、商業振興課までお問い合わせください。

2. 縦覧方法

- ・縦覧資料は**大阪府ホームページ**での閲覧が可能となります。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>

※窓口での縦覧を希望される場合は、資料を用意しますのであらかじめご連絡ください。

3. 地域住民等の方の意見書の提出方法

- ・地域住民等周辺の生活環境の保持の観点から意見をお持ちの方の意見書の提出は、従来の持参、郵送に加え、**行政オンラインシステム**での提出も可能となります。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/juuminn-minasama.html>

- ・行政オンラインシステムによる提出先

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/5d45f46b-314d-4f98-bbfb-19731998702b/start>

詳しくは大阪府のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

大阪府 大規模小売店舗立地法



<問合せ先・届出先>

大阪府 商工労働部 中小企業支援室
商業振興課 商業振興グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

電話 06-6210-9496 FAX 06-6210-9504